

駐車場緑化の緑化面積の算定方法等の改正について

名古屋市緑政土木局緑地部緑地維持課

緑化地域制度で申請のあった緑化駐車場の利用実態調査を行ったところ、施工後、生育不良となっている事例が多くありました。これは、現場に適した緑化保護資材を選択するのではなく、緑化率の高さを優先して選択していることが主な原因と考えられます。

今後、より良い駐車場緑化が普及していくためには、駐車場ごとの利用形態や生育環境に適した緑化保護資材が、適切に採用されることが必要であると考え、緑化面積の算定方法を、下記のとおり改正しました。

また、駐車場を緑化する場合は緑化保護資材の設置が必要ですが、車両下部分（タイヤに踏まれにくい中央部分）を緑化保護資材なしで緑化する場合については、利用実態調査の結果を踏まえ、下記のとおり取扱いを定めます。

1. 緑化面積の算定方法の改正

改正前

$$\text{緑化面積} = \text{緑化保護資材の設置面積} \times \text{製品ごとの緑化率}$$



改正後

$$\text{緑化面積} = \text{緑化保護資材の設置面積} \times 0.8$$

ただし、緑化保護資材の緑化率が 64% 未満のときは

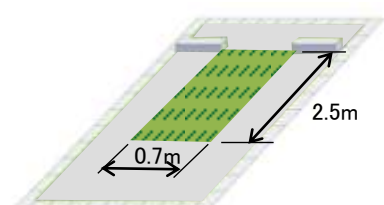
$$\text{緑化面積} = \text{緑化保護資材の設置面積} \times \text{製品ごとの緑化率} \times 1.25 \quad \text{とします。}$$

【解説】緑化駐車場は純然たる緑地ではなく、駐車場を兼用しているため生育不良になっている場合が多くあります。また、水平投影面積の観点からみると、駐車している車両の下は緑化が隠れてしまっています。このようなことから、駐車場緑化の緑化面積は、緑化保護資材の設置面積の 8 割を緑化面積とします。

一方、利用頻度の高い駐車場や重車両の利用が想定される駐車場を緑化する場合や、車両が通行する車路を緑化する場合には強度の高い緑化保護資材（＝緑化率の低い緑化保護資材）が使用されることが望まれます。そこで、緑化率の低い緑化保護資材については、実際に植栽されている面積の 1.25 倍を緑化面積とします。

2. 車両下緑化の取扱い（緑化保護資材を設置しない場合）

車両下部分（タイヤに踏まれにくい中央部分）を緑化保護資材なしで緑化する場合は、その形状寸法については、車止めまでの距離が 2.5m、幅員が 0.7m を上限とします。それよりも広くする場合は緑化保護資材の設置が必要です。



3. 改正時期

平成 25 年 4 月 1 日より新基準に改正しました（申請日に準拠）。

申請に際してお手数をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

また、駐車場緑化の計画にあたっては、緑化地域のホームページに掲載している「利用実態調査に基づく駐車場緑化マニュアル」を参考にしてください。